

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年5月30日（令和6年（行情）諮問第634号及び同第635号）

答申日：令和7年9月22日（令和7年度（行情）答申第370号及び同第371号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件
「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、第3ないし第5において、順に「文書1」及び「文書2」を併せて「本件対象文書1」といい、「文書3」及び「文書4」を併せて「本件対象文書2」といい、「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」を併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月6日付け防官文第5825号、同年7月27日付け防官文第12193号、同月2日付け防官文第10831号及び同年11月1日付け防官文第17185号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの。諮問第634号）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）（別紙略）は、「行政文書を文書又は図面と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図面について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあ

ることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」(表紙から22枚目)と定めている。

- (ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。
- (エ) そこで、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていないければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 審査請求書2(原処分2に係るもの。諮問第634号)

ア 不開示決定の取消し(他にも文書が存在するものと思われる。)

(ア) ないし(ウ) 上記(1)ア(ア)ないし(ウ)と同旨。

(エ) 本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定(かつその事実の隠蔽)であり、その取消し

と、具体的記録形式の特定・明示を求めるものである。
イないしオ 上記（１）イないしオと同旨。

（３）審査請求書３（原処分３に係るもの。諮問第６３５号）
上記（２）と同旨。

（４）審査請求書４（原処分４に係るもの。諮問第６３５号）
上記（２）と同旨。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 原処分１及び原処分２について（諮問第６３４号）

（１）経緯

本件開示請求は、「『艦船と安全』２０１８年１～２月号。」（以下「本件請求文書１」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の１に掲げる文書１及び文書２（本件対象文書１）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成３０年４月６日付け防官文第５８２５号により本件対象文書１のうち、文書１の１枚目ないし５枚目及び文書２の１枚目ないし５枚目について、法５条１号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った後、同年７月２７日付け防官文第１２１９３号により、文書１（１枚目ないし５枚目を除く。）及び文書２（１枚目ないし５枚目を除く。）について、法５条１号、３号及び６号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１及び原処分２に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年１１か月及び約５年９か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）法５条該当性について

原処分１及び原処分２において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書１のうち、法５条１号、３号及び６号に該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」及び「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求

めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書1と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分2においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 原処分3及び原処分4について（諮問第635号）

(1) 経緯

本件開示請求は、「『艦船と安全』2018年3～4月号。」（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書3及び文書4（本件対象文書2）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年7月2日付け防官文第10831号により、本件対象文書2のうち、文書3の1枚目ないし5枚目及び文書4の1枚目ないし5枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った後、同年11月1日付け防官文第17185号により、文書3（1枚目ないし5枚目を除く。）及び文書4（1枚目ないし5枚目を除く。）について、法5

条1号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3及び原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年9か月及び約5年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分3及び原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条1号及び6号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 上記1(3)アと同旨。

イ 上記1(3)イと同旨。

ウ 上記1(3)ウと同旨（ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書2」と読み替える。）。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分3及び原処分4においては、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書2の一部が同条1号及び6号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 上記1(3)オと同旨（ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分3及び原処分4」と読み替える。）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年5月30日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第634号及び同第635号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年6月12日 審議（同上）
- ④ 令和7年9月8日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同月16日 審議（同上）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、当該部分は、いずれも法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号2に掲げる不開示部分には、「艦船と安全」に寄稿した隊員家族の氏名、出身地、家族構成等が記載されていることが認められる。

当該部分は、氏名の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、出身地や家族構成等は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定

範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号3に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の年齢、経歴、入隊時期、期別、勤続年数等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表の番号4に掲げる不開示部分には、特定のコーナーにおいて標題を提案した自衛隊員の氏名及び所属並びに小文を寄稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢が記載されていることが認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーに寄稿した小文の内容等に鑑みれば、職務遂行に係る情報とはいえないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名、所属及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号5に掲げる不開示部分には、装備品に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の装備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めるこ

とにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号6に掲げる不開示部分には、教育訓練に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号該当性について

別表の番号7に掲げる不開示部分には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年11か月、約5年9か月及び約5年6か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

本件対象文書

- 1 本件対象文書1（令和6年（行情）諮問第634号）
文書1 艦船と安全 2018年1月号
文書2 艦船と安全 2018年2月号

- 2 本件対象文書2（令和6年（行情）諮問第635号）
文書3 艦船と安全 2018年3月号
文書4 艦船と安全 2018年4月号

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書1	2枚目及び3枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	2枚目及び3枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書3	3枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書4	2枚目及び3枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
文書1	文書1	6頁、8頁、10頁、12頁ないし16頁、18頁、20頁、22頁、24頁、26頁、28頁、30頁、32頁、34頁ないし36頁、38頁、39頁、44頁、46頁、48頁、63頁ないし65頁、70頁ないし72頁、74頁及び76頁ないし79頁の写真の顔部分	顔写真、所属及び氏名等、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	6頁、7頁、10頁ないし16頁、18頁、19頁、22頁、24頁ないし26頁、28頁、30頁ないし32頁、34頁ないし38頁、44頁、46頁、48頁、50頁、53頁、64頁ないし71頁、73頁及び76頁ないし79頁の写真の顔部分	
文書3	文書3	16頁、18頁、24頁、26頁、28頁、30頁、32頁、34頁、36頁、38頁、41頁、46頁、54頁、55頁、57頁ないし59頁、74頁ないし76頁、78頁及び80頁ないし83頁の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利

	文書4	5頁、8頁、10頁、12頁、14頁、16頁、19頁、21頁、24頁、26頁、28頁、30頁、32頁、34頁、36頁、38頁ないし40頁、42頁、43頁、48頁、60頁ないし64頁、66頁、67頁、69頁、70頁及び72頁ないし75頁の写真の顔部分	利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	文書1	5枚目の寄稿者の氏名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	5枚目の寄稿者の氏名	
	文書3	5枚目の寄稿者の氏名	
	文書4	5枚目の寄稿者の氏名	
	文書1	70頁の一部（写真の顔部分を除く。）	顔写真、所属及び氏名等、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	53頁の一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書3	74頁の一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあ
	文書4	66頁の一部（写真の顔部分を除く。）	

			ることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3	文書1	10頁、14頁、15頁、16頁、18頁、20頁、22頁、24頁、26頁、28頁、30頁、32頁、34頁ないし36頁、38頁、39頁、43頁、44頁、46頁、60頁、62頁及び71頁ないし75頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	顔写真、所属及び氏名等、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	5頁、10頁、12頁、14頁、16頁本文左欄の2行目及び3行目、19頁、24頁、26頁、28頁、30頁、32頁、34頁、36頁、37頁、46頁、48頁、50頁、66頁、70頁、71頁、73頁並びに74頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書3	13頁、16頁、18頁、22頁、24頁、26頁、28頁、30頁、32頁、34頁、36頁、54頁、56頁、76頁、78頁及び79頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書4	10頁、12頁、14頁、19頁、21頁、24頁、26頁、28頁、30頁、31頁、34頁、36頁、38頁ないし40頁、42頁、67頁、69頁及び70頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
4	文書1	76頁ないし79頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	顔写真、所属及び氏名等、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号
		80頁の一部（メールアドレスを除く。）	
	文書2	76頁ないし79頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	

		80頁の一部（メールアドレスを除く。）	に該当するため不開示とした。
文書3		80頁ないし83頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		84頁の「3月号入賞者」の表のうち、所属及び氏名の一部	
文書4		72頁ないし76頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
5	文書2	16頁本文右欄及び17頁の本文左欄のそれぞれ一部	海上自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の装備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6	文書2	65頁及び編集後記のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	海上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書1	80頁のメールアドレス	防衛省のネットワークで使用されているアドレスであり、これを公にする

文書 2	80頁のメールアドレス	ことにより、部外者により虚偽又は大量の情報を送信され、その結果、情報の信頼性を喪失する等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。
文書 3	84頁の「※ 自由投稿のお願い」のうち、メールアドレス	

※当審査会事務局において整理した。